

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）第二十条第二項に規定する大洲池公園の公園施設の利用料金の額で平成二十八年四月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

運動場の利用料金

施設の別	運動場
四時間以内の場合	六一〇円
四時間を超える場合	九七〇円
備考	入場料（これに類するものを含む。）を徴収する場合における利用料金は、この表に定める額の ・五倍に相当する額とする。